

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 三重県松阪警察署

令和3年12月見直し

駐車監視員は、三重県公安委員会の登録を受けた法人に所属し、放置駐車違反の確認や確認標章の取り付けを行います。交通違反の反則切符を作成したり、違反金を徴収したりすることはありません。

駐車監視員活動ガイドラインとは、駐車監視員の活動方針を定めたものです。

駐車監視員は、本ガイドラインで定めた路線、区域、時間帯を重点に放置駐車車両の確認作業等を行います。

| 重点路線        |                  | 重点時間帯      |
|-------------|------------------|------------|
| 主要地方道松阪停車場線 | 松阪駅南口～日野町信号交差点   | 7:00～22:00 |
| 主要地方道松阪伊勢線  | 本町信号交差点～三角公園前交差点 |            |

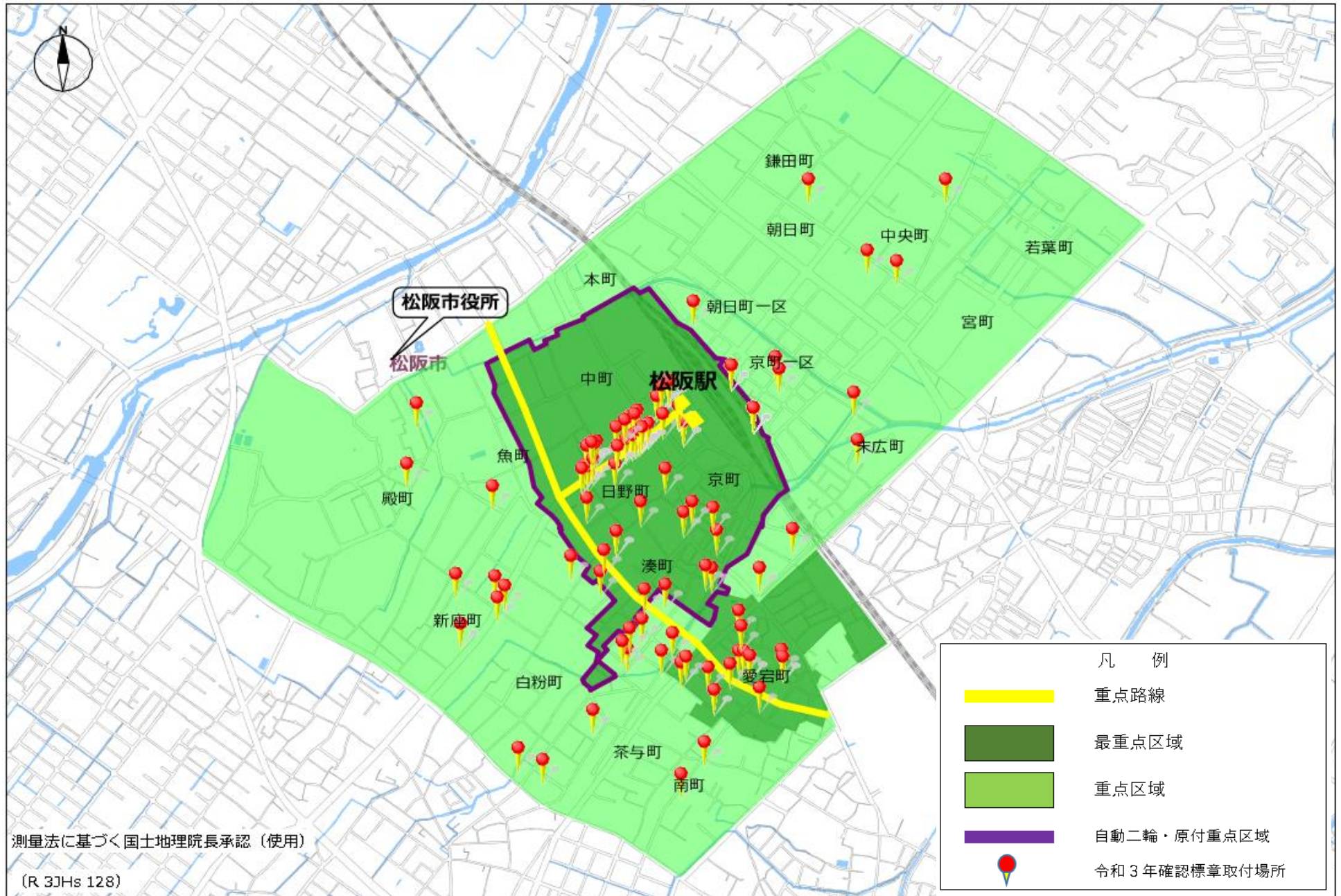
| 最重点区域                |  | 重点時間帯       |
|----------------------|--|-------------|
| 京町、日野町、湊町、中町、中町六丁目   |  | 7:00～22:00  |
| 愛宕町、愛宕町一・二・三・四丁目、挽木町 |  | 13:00～22:00 |

| 重点区域   |  | 重点時間帯      |
|--|--|------------|
| 本町（県道松阪久居線の南東側）、魚町（市道松阪公園桜町線の南側）<br>殿町（市道松阪公園桜町線の南側）、新座町<br>新町（市道外五曲下村線の北東側）、白粉町<br>大黒田町（市道外五曲下村線の北東側）、茶与町（市道外五曲下村線の北東側）<br>南町、垣鼻町（市道塚本春日線の北西側）、長月町、平生町、五十鈴町<br>朝日町、朝日町一区、京町一区、末広町一・二丁目、若葉町、中央町<br>鎌田町（市道石津高町線の南西側、県道松阪港線の南東側、県道松阪久居線の南東側）<br>高町（市道高町東町夜泣橋線の南西側） |  | 7:00～22:00 |

| 自動二輪・原付重点区域        |  | 重点時間帯  |
|--------------------|--|--|
| 京町、日野町、湊町、中町、中町六丁目 |  | 7:00～22:00<br>(歩道上の放置二輪車に対しては、自転車撤去活動に併せて実施) |

※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。

# 駐車監視員活動ガイドライン（令和3年確認標章取付け状況） 三重県松阪警察署



※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。